

愛知県地域周産期母子医療センター認定要領

(趣旨)

第1条 国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」に定める「周産期医療の体制構築に係る指針」(以下「指針」という。)及び愛知県周産期医療対策事業実施要綱に基づき、愛知県が認定する地域周産期母子医療センターにかかる基準及び手続きは、この要領で定める。

(認定の基準)

第2条 地域周産期母子医療センターの認定基準は、指針第2の2の(2)の③に定めるとおりとする。

(認定の手続き)

第3条 地域周産期母子医療センターとしての認定を希望する病院は、認定の日の6か月前までに愛知県知事(以下「知事」という。)あての申請書(様式1)正副2通を所管の保健所(政令市・中核市にあつては市所管保健所を経由する)に提出する。

保健所は当該医療圏保健医療福祉推進会議の意見を聞いた上で、医務課へ同会議の意見を付して申請書正本を送付する。

- 2 知事は、申請のあった病院(以下「申請病院」という。)が指針に照らし適当であるか審査を行うとともに、愛知県周産期医療協議会(以下「協議会」という。)の意見を聴く。
- 3 協議会は、申請病院の県内周産期医療における活動実績や貢献度並びに愛知県周産期医療体制における将来的役割を検討・協議し、その適否を含め意見を述べる。
- 4 知事は認定に際して、申請病院に対し様式2により通知するとともに、愛知県医療審議会及び各保健所を経由して各医療圏保健医療福祉推進会議に報告するものとする。
- 5 既に地域周産期母子医療センターとして認定を受けた病院(以下「認定病院」という。)が、認定基準に関して変更する事項が生じるときは、事前に様式3正副2通を、所管の保健所(政令市・中核市にあつては市所管保健所を経由する)を経由して知事に届け出るものとする。
- 6 知事は、変更内容が適当と認めるときは、認定病院に様式4により受理通知するとともに、愛知県医療審議会及び各保健所を経由して各医療圏保健医療福祉推進会議に報告する。

(認定の辞退)

第4条 認定病院が認定辞退を希望するとき、地域医療に重大な影響を及ぼすことから辞退の日の6か月前までに事前に辞退申出書(様式5)正副2

通を所管の保健所（政令市・中核市にあつては市所管保健所を経由する）に提出する。

保健所は当該医療圏保健医療福祉推進会議の意見を聞いた上で、医務課へ同会議の意見を付して辞退申出書正本を送付する。

- 2 知事は、認定病院の辞退申出につき理由があると認めるときは、協議会に認定解除の適否について意見を聴く。
- 3 知事は、協議会において認定病院の辞退申出が理由があると認めるとの意見があつた場合は、その意見を勘案し、辞退の受理を認定病院に対し様式6により通知するとともに、愛知県医療審議会及び各保健所を経由して各保健医療福祉推進会議に報告する。

（認定の取消し）

第5条 知事は、認定病院が、地域周産期母子医療センターの認定の基準を満たさないと認めるときは、認定病院の代表者に報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告を受けた場合、必要と認める範囲において改善を求めることができる。
- 3 知事は、認定病院が、報告の求めに応じないとき、又は改善の求めに従わないときは協議会に意見を聴いた上で認定の取消しをすることができる。
- 4 前項の取消しを行った場合、知事は認定病院の代表者に通知するとともに、愛知県医療審議会及び各保健所を経由して各医療圏保健医療福祉推進会議に報告する。

附 則

この要領は、平成19年12月17日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月20日から施行し、令和5年6月29日から適用する。